

御所市介護保険サービスに係る事故報告事務取扱要領

令和3年9月1日

御所市高齢対策課

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険サービス事業者（以下「事業者」という。）が行う介護サービスの提供により事故が発生した場合の報告等の事務手続について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「運営基準」とは、次に掲げる基準をいう。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- (2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
- (3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
- (4) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- (5) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）
- (6) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）
- (7) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

(報告対象について)

第3条 次の事故については、事業者の過失の有無を問わず原則として全て報告を要するものとする。

- (1) 利用者が事故により死亡した場合
- (2) 利用者が事故により医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合
- (3) 利用者の所在が不明になった場合及び警察に利用者の捜索願が出された場合

- (4) 食中毒の発生が認められた場合
- (5) 感染症等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。）の発生が認められた場合
- (6) 利用者の保有する財産の損壊、滅失が認められた場合
- (7) その他の事故により、利用者の家族等から苦情が出ている場合
- (8) その他、市が必要と認める場合

（報告等）

第4条 事業者は、前条に定める事故が発生した場合、事故発生後速やかに（遅くとも5日以内に）事故報告書（様式第1号）により、市に第1報を報告しなければならない。第1報には、事故報告書の少なくとも1から6の項目までについて可能な限り記載するものとする。なお、死亡事故や感染症の発生等の重大性の高い事故については、直ちに電話等により報告を行い、その後事故報告書により報告を行うものとする。

2 事業者は、前項の報告時点で事故が完結していない場合（事故報告書に未記載の項目がある場合を含む）は、報告が可能となった時点で事故報告書により、市に第2報を報告しなければならない。また、第2報の報告時点においても事故が完結していない場合及び事故の完結が長期に及ぶ場合は、必要に応じて適宜第3報以降の報告を行うこと。なお、最終の報告においては、事故報告書の全ての項目に未記載が無いようにすること。

3 第1項及び第2項の事故報告書による報告時点で、事故が完結していない場合は、報告時点での進捗状況や完結の見込みなどを事故報告書の9の項目に記載すること。

4 事業者は、市から別に資料を求められた場合は、事故報告書に添付して資料を提出するものとする。

5 前各項の報告は、ファックス及び電子メールによる提出を可とする。

（公表等）

第5条 市は、報告事項をとりまとめ、事業者に周知し情報の共有を図ることで、今後の事故防止に資するものとする。

2 市は、事業者が運営基準に違反し、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者名及び事故の内容について公表することができる。

- (1) 事業者が事故の発生を故意に隠匿している場合
- (2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合
- (3) その他利用者保護のため、市が必要と認める場合

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。